

## 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の委員について

### 1. 設置

漁業法第 147 条

都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、2 以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

### 2. 概要

昭和 38 年 9 月に第 1 回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会が開催されて以降、毎年 1 回、2 月に岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区委員会を開催し、相互の入会協定を決定するほか、操業についての意見交換を行っている。

### 3. 委員構成

兵庫県瀬戸内海海区 5 名、岡山海区 5 名の計 10 名で構成。

### ( 参考 )

歴代の岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の兵庫県瀬戸内海海区の委員

#### OH20～H21 年度

小松会長、山田副会長、  
井上委員（岩見漁協）、上村委員（坊勢漁協）、小磯委員（南あわじ漁協）

#### OH21～H24 年度

山田会長、井上副会長、  
上村委員（坊勢漁協）、小磯委員（南あわじ漁協）、松本委員（高砂漁協）

#### OH24～H28 年度

山田会長、井上副会長、  
上村委員（坊勢漁協）、小磯委員（南あわじ漁協）、松本委員（高砂漁協）

#### OH29～R2 年度

田沼会長、井上副会長、  
岡田委員（坊勢漁協）、小磯委員（南あわじ漁協）、松本委員（高砂漁協）